

機構集積協力金及び税制措置について

①農地中間管理機構への出し手に対する支援(機構集積協力金)

農地中間管理事業を活用し農地の貸付け等を行った地域や出し手に協力金が交付されます。各地域の実情に応じて交付基準が定められていますので、詳細な内容(交付要件・配分方法等)については、お持ちの農地がある市町村にお問い合わせください。

- 1 地域に対する支援**
 - 機構に一定割合以上のまとまった農地を貸付けた地域に対する支援(地域集積協力金)
※具体的な交付先・用途は「市町村」が地域と協議の上で決定します。
- 2 個々の出し手に対する支援**
 - 経営転換・リタイアする出し手に対する支援(経営転換協力金)
 - 農地の集積・集約化に協力する出し手に対する支援(耕作者集積協力金)
※経営転換協力金と耕作者集積協力金は重複して受給することができません。
- 3 協力金の交付・返還**
 - 【協力金の交付】**
 - 協力金の交付を受けるためには一定の要件を満たす必要があります。
 - 予算状況等によっては、要望額通り交付できない場合があります。
 - 【協力金の返還】**
 - 経営転換協力金と耕作者集積協力金については、交付決定後10年以内に交付対象者の事情により交付要件を満たさなくなった場合、返還となります。

②農地中間管理機構への出し手に対する税制措置

農地中間管理事業の活用状況等に応じて、当該農地が固定資産税の軽減・課税強化の対象となる場合があります。詳細な内容については、お持ちの農地がある市町村にお問い合わせください。

- 1 固定資産税の軽減**

所有する全農地(10a未満の自作地を残した全農地)を、平成28年度以降新たにまとめて機構に10年以上の期間貸付けた場合、次の期間にわたり当該農地に係る固定資産税が2分の1に軽減されます。

 - ①10年以上15年未満の期間で貸付けたときは3年間
 - ②15年以上の期間で貸付けたときは5年間
- 2 遊休農地に対する課税強化**

農地法に基づき、農業委員会が、農地所有者に対し、農地中間管理機構と協議すべきことを勧告した農業振興地域内の遊休農地については、通常の農地の評価額が売買価格×0.55となっているところ、勧告を受けた遊休農地は0.55を乗じられません。(結果的に1.8倍になります。)
平成29年度に納付する固定資産税より適用されています。

お問い合わせ先

農地中間管理事業について

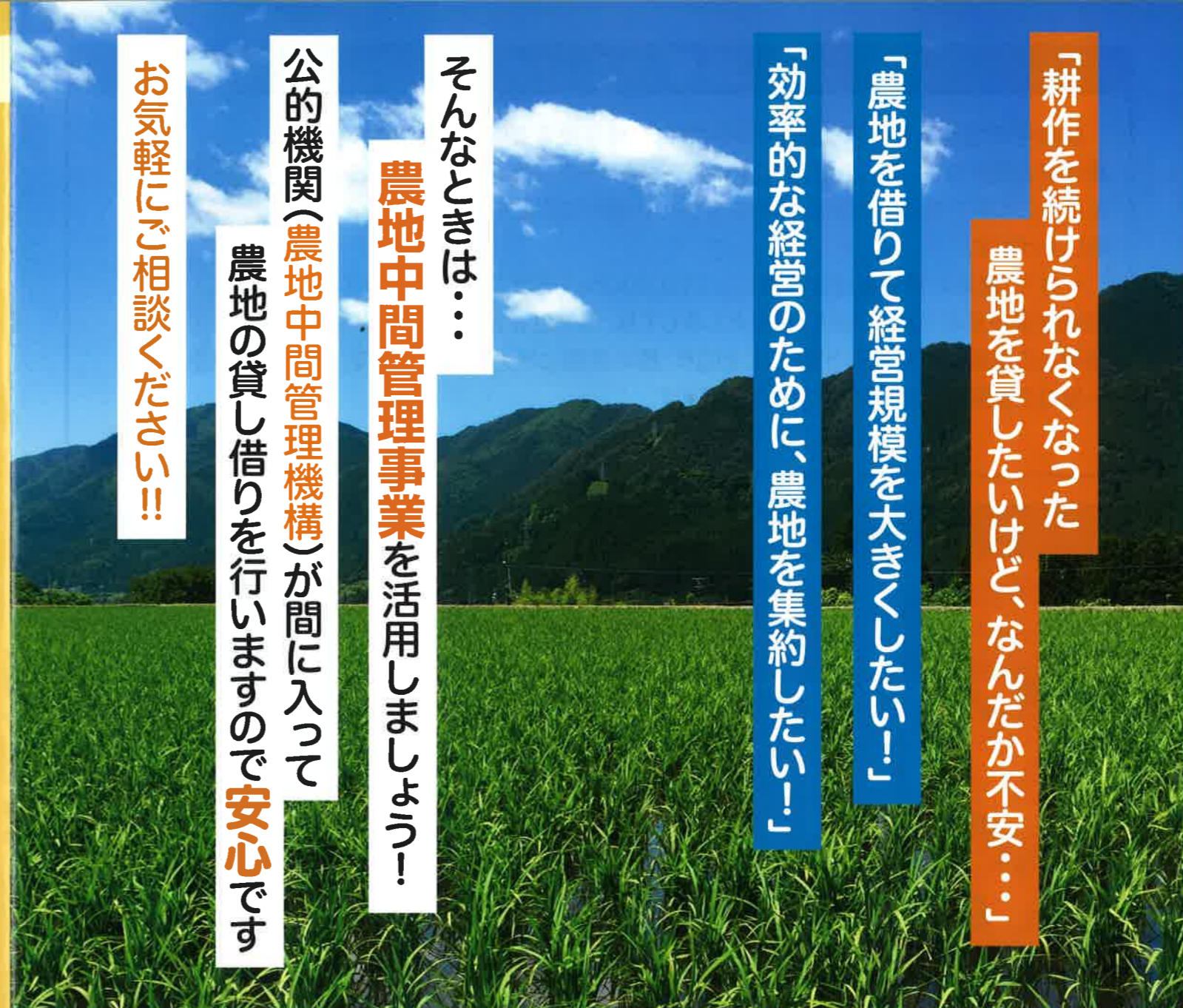
- 最寄の地域窓口(市町村、農協等)
- 農地中間管理機構 (一社)岐阜県農畜産公社
岐阜県岐阜市藪田南5-14-12 岐阜県シンクタンク庁舎内
TEL:058-215-6434 FAX:058-215-6435
HPアドレス <http://nochichukan-gifu.com>
E-mail gifu-kiko@gifu-notiku.com

機構集積協力金について

- 最寄の県農林事務所農業振興課 又は 市町村担当課
- 県農政部農業経営課
TEL:058-272-1111(内線2888) FAX:058-278-2686

税制措置について

- 市町村担当課



お気軽にご相談ください!!

農地の貸し借りを行いますので安心です

公的機関(農地中間管理機構)が間に入って

農地中間管理事業を活用しましょう!!

そんなときは...

「効率的な経営のために、農地を集約したい!」

「農地を借りて経営規模を大きくしたい!」

農地を貸したいけど、なんだか不安...

「耕作を続けられなくなった

農地中間管理事業

農地中間管理事業とは、農地の貸し借りの仕組みのひとつで、「農地中間管理機構」が農地の中間受け皿となり、耕作を続けることが難しくなった農地を機構が借受け、担い手がまとまりのある形で利用できるように配慮し、農地の貸付けを行う事業です。

※岐阜県では、(一社)岐阜県農畜産公社が農地中間管理機構として県の指定を受けました。

農地中間管理機構
一般社団法人 岐阜県農畜産公社

理事長あいさつ

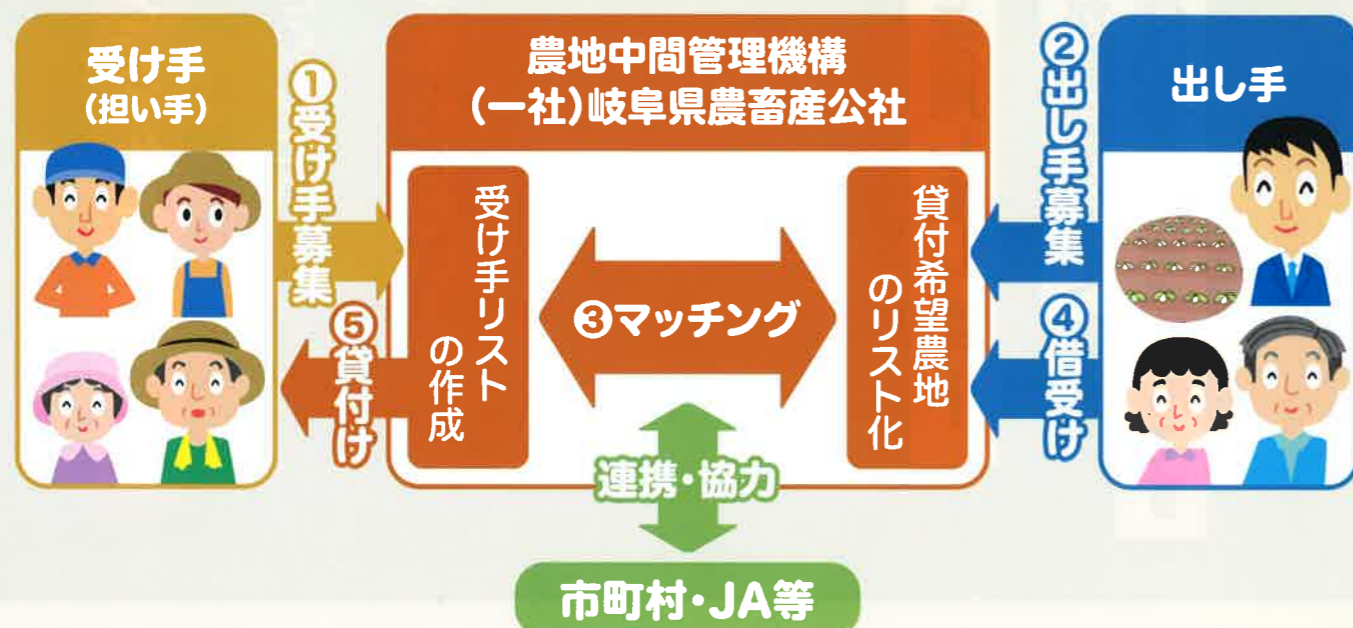
農地中間管理事業に取り組んで3年が経ち、昨年度までに約5,000haの農地をお預かりし、担い手の方へ貸出すことができました。こうした実績をあげることができたのは、多くの皆様のご協力によるもので、厚くお礼申し上げます。

一方で、農地の借受希望は面積にして10,000haを超えており、さらなる農地確保が求められています。弊社としましては、地域駐在員の拡充や関係機関との連携など推進体制の強化を図り、農地集積に尽力致しますので、一層のご支援・ご協力をお願い申し上げます。



一般社団法人 岐阜県農畜産公社 理事長 平工 孝義

農地中間管理事業の仕組み



- ①農地の借受希望者 (受け手) を募集します。(受け手リストを作成)
- ②農地の貸付希望者 (出し手) を募集します。(貸付希望農地リストを作成)
- ③受け手・出し手の情報をマッチングします。
- ④受け手への貸付けが見込める農地を借受けします。
- ⑤受け手がまとまりのある形で利用できるよう配慮し、貸付けします。

受け手のメリット

- ・個々の所有者と交渉する必要がありません。
- ・契約更新や賃借料の支払いが一度にできます。

出し手のメリット

- ・受け手を探したり、交渉したりする必要がなく、賃借料のやりとりなどの煩わしさもありません。
- ・公的な機関なので安心して農地を貸付けることができます。

農地中間管理事業の実施方法・基準等について

①受け手(農地の借受希望者)の募集

- 募集は地域の特徴や担い手の状況等を踏まえ設定する区域(市町村又は大字など)ごとに、随時実施しています。
- 応募は、機構又は地域窓口(市町村・JA)で受け付けします。
- 募集結果は、公社のホームページで公表します。(氏名、希望内容など)
→公表は、変更や取り下げの申し出がない限り継続されます。

②出し手(農地の貸付希望者)の募集

- 受け手の応募状況等を踏まえ、出し手の募集を行います。
- 応募は、各地域窓口で受け付けします。(実施時期、方法は各地域で異なります。)

③農地の借受基準やルール(出し手→機構への借受け)

- 対象農地は、「農業振興地域」内の農地となります。
- 利用が困難な耕作放棄地や、受け手が見込まれない農地は借受けしません。
- 貸付期間は、概ね10年以上が基本となりますが、希望がある場合には概ね5年まで短縮することができます。
※一部の支援措置(経営転換協力金等)については、10年以上の貸付けが要件となります。
- 農地の貸付先(受け手)は、機構へ一任いただくこととなります。

④農地の貸付先の決定ルール(機構→受け手への貸付け)

- 貸付先の決定にあたっては、以下の事項に配慮するとともに、①現在経営している農地との位置関係、②借受希望条件との適合性、③地域農業の発展に資する程度などにより優先順位付けを行い、受け手と順次協議のうえ決定します。

配慮事項

- ①受け手の規模拡大又は農地集約につながるよう配慮する。
- ②既に効率的・安定的な経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼさないよう配慮する。
- ③新規参加者が効率的・安定的な農業経営を目指していけるよう配慮する。
- ④人・農地プランの内容に配慮する。
- ⑤利用農地の集約化を図る観点から、担い手間等の利用権の交換や、集落営農(法人)への農地貸付けを優先する。

⑤賃料の水準

- 賃料は、地域の平均的な水準を基本に、受け手、出し手と協議のうえ決定します。

⑥借受後の所有者変更

- 農地の借受後に、所有者や住所等が変更になる場合には各地域窓口までお知らせください。所定の手続きをご案内します。